主

原判決を破棄する。

被告人両名を各罰金三千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金三百円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

被告人両名に対し、公職選挙法第二百五十二条第一項の定める選挙権及び被選挙権を有しない期間を各三年間に短縮する。

原審における訴訟費用中証人A、同B、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同I、同J及び同Kに支給した分は、全部被告人両名の連帯負担とする。

理 由

控訴の趣意は、被告人 L 提出の控訴趣意書、被告人両名の弁護人橋本紀徳及び同小池通雄が連名で提出した控訴趣意書並びに同石田享提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

石田弁護人の控訴趣意について。

所論は、公職選挙法第百四十六条第一項及び第二百四十三条第五号にいわゆる頒布とは、所定の文書図画を無償で交付することを意味し、販売すなわち有償で交付することを含まないと解すべきであるから、原判決が被告人らがFほか二名に対し原判示パンフレツト三部を各一部十円で売渡した行為を右各法条にあたるとして処罰したことは、法令の解釈適用を誤り、ひいては憲法第三十一条の規定にも違反したものである等と主張するものである。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 足立進 判事 栗本一夫 判事 上野敏)